伊丹市土曜学習実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，学校・家庭・地域住民等が相互に連携し，子どもたちの土曜日の教育環境を充実させることを目的とする「土曜学習」を実施するため，必要な事項を定めるものとする。

（主体）

第２条　土曜学習の実施主体は，伊丹市教育委員会とする。

（対象）

第３条　伊丹市立小・中学校の希望する児童・生徒を対象とする。

（期間）

第４条　実施期間は，４月から翌年３月までとし，原則として土曜日等（日曜・祝日・長期休業日を含む。）に実施する。

（内容）

第５条　学習内容は，基礎学力の向上や学習習慣の定着及び豊かな人間性を育むために，次のとおり各校区年間１０回程度以上実施する。

（１）　自主的な学習（宿題・プリント学習など各教科の補充学習等）

（２）　地域人材を活用した学習（理科の実験教室・外国言語・文化に関する講座・キャリア教育・ものづくり等）

（運営会議）

第６条　地域の教育活動の支援体制づくりのために会議を行い次の業務を行う。

（１）　土曜学習の運営方法等を検討する。

（２）　校区コーディネーター及び土曜教育推進員の研修を行う。

（校区コーディネーター）

第７条　各校に校区コーディネーターを配置する。校区コーディネーターは教育委員会及び伊丹市地域学校協働活動推進事業実施要綱第５条に定める統括コーディネーターと連携し，土曜学習の企

画・運営にあたる。

（土曜教育推進員）

第８条　児童・生徒の指導には，地域人材・子どもサポーター・企業人等の土曜教育推進員があたる。

２　土曜教育推進員の「人材バンク」を社会教育課に置く。

（事務局）

第９条　土曜学習の事務局は，生涯学習部社会教育課に置く。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は伊丹市教育委員会が別に定める。

付　則

この要綱は，平成２６年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。